

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第409十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第一条に規定する技能労務職員（以下「技能労務職員」という。）、「臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。ただし、第六章の規定の適用については、技能労務職員を含む。」を削る。

第三条第一項中「職員は」を「職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第一条に規定する技能労務職員及び非常勤職員を除く。第六章を除き、以下同じ。）は」に改める。
第十八条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に認める場合には、総務事務システムにより申請を行い、所属長の承認をもつて、これに代えることができる。

第二十一条第一項中「職員」の下に「（非常勤職員を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。